凍結【受精卵（胚）・卵子・精子】保存延長申請・同意書

*胚・卵子・精子のいずれかに必ず〇印を記入下さい

① 凍結物の保存期限は凍結した日の１年後の月末日となります。
② 保存期限が経過後、２カ月以内にご来院いただき、次回移植の治療計画が立てられる方は保険にて更新が可能です。※この治療計画とは治療計画作成から１カ月以内に移植が可能であること。治療計画が立てられない方は自費の更新になります。
③ 更新手続は保険の更新は窓口のみ（診察あり）、自費の更新は窓口又は郵送で受け付けます。
④ 保存期限から２カ月経過し、治療計画が立てられない場合、もしくは自費での更新がされない場合、お預かりしている受精卵・卵子・精子を廃棄いたします。
⑤ 住所・氏名・電話番号・メールアドレス、その他の連絡先を変更された場合には、 すみやかに当院へご連絡ください。 ご連絡がない場合、当院が発送した通知類は、発送日から1週間を経過したときに、お手元に届いたものとみなします。
⑥ 廃棄を希望される場合は、凍結受精卵（胚）・卵子・精子 廃棄申請・同意書の提出が必要です。
⑦ ご夫婦の離婚・配偶者の死亡・女性の生殖年齢を超えた場合（当院の基準は５０歳です）は廃棄となります。

凍結期限は下記のとおりです。

２０　　年　　月　　日

医療法人社団　雙葉会　はなおかIVFクリニック品川
院長　花岡　嘉奈子　殿

夫婦ともに上記について十分に理解し、納得し、同意致しましたので、
下記の如く署名します。

同意日：　　年　　月　　日

本人（妻）　診察券番号　　氏名：　　（自筆）

住所：〒

配偶者（夫）診察券番号　　氏名：　　（自筆）

住所：〒　　（同上でも可）